

渋川市野菜花き生産力強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、野菜及び花きに関する生産基盤を強化し、その持続的発展を促進するために、野菜花き生産力強化実施要領（令和7年3月19日野花30465-1号。以下「県要領」という。）に基づく事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要領に基づく事業とする。

(事業対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第12条第1項等の規定により、市長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）

(2) 基盤法第14条の4第1項の規定により、市長から青年等就農計画の認定を受けた者

(3) 農業者の組織する団体のうち、次のいずれかに該当する団体（以下「農業者の組織する団体等」という。）

ア 農業協同組合

イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの）

ウ 集落営農組織

エ 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、同法第6条に基づき市農業委員会へ報告されているもの）

オ 全国農業協同組合連合会群馬県本部

カ 群馬県園芸振興協議会

キ 次に掲げる要件の全てを満たしている農業者団体

- (ア) 代表者の定めがあること。
- (イ) 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
- (ウ) 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金上限額は、補助対象事業の区分に応じ、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【I 野菜メニュー】

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金上限額	
大規模経営体 成	野菜品目全般（加工・業務用野菜を含み、いちごを除く。）を対象に、認定農業者が企業的な大規模経営へ発展するために必要な施設又は機械の整備に要する経費	20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）	県	（施設整備） 1,000万円 （機械整備） 500万円
			市	（施設整備） 160万円 （機械整備） 80万円
小規模経営体の 生産力向上（事 業実施主体が農 業者の組織する 団体等である場 合）	野菜品目全般（加工・業務用野菜を含み、いちごを除く。）を対象に、複数人で野菜生産を戦略的に行う取組や小規模経営の認定農業者の生	20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）	県	（施設整備） 800万円 （機械整備） 500万円
			市	（施設整備） 130万円 （機械整備）

	産に必要な施設又は			80万円
小規模経営体の生産力向上（事業実施主体が認定農業者である場合）	機械の整備に要する経費		県	(施設整備) 200万円 (機械整備) 200万円
			市	(施設整備) 30万円 (機械整備) 30万円
販売額・労働生産性向上（ハード事業）	野菜品目全般（加工・業務用野菜を含み、いちごを除く。）を対象に、儲かる着眼点を持つ生産者が販売額向上又は労働生産性向上に結びつけるために必要な先端機器、施設等の整備に要する経費	20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）	県	(施設整備) 1,000万円 (機械整備) 500万円
			市	(施設整備) 160万円 (機械整備) 80万円
販売額・労働生産性向上（ソフト事業（販売PR関係））	野菜品目全般（加工・業務用野菜を含む。）を対象に、野菜の生産拡大を図るための販売PR・販売拡大等に必要の取組に要する経費	2分の1以内	県	(県域団体) 100万円 (県域団体以外の団体) 20万円
販売額・労働生産性向上（ソフト事業（GAP	野菜の販路拡大や環境負荷低減農業の推進を図るため、第三	定額	県	20万円

関係))	<p>者認証GAP取得に必要な資材の購入に要する経費。</p> <p>なお、対象となる第三者認証GAPは、JGAP、ASIA GAP及びGLOBAL GAPとする。</p>			
いちご生産拡大サポート	<p>県育成品種を核として、いちご生産基盤を強化するために必要な施設又は機械の整備に要する経費</p>	<p>20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）</p>	県	<p>(施設整備)</p> <p>1,000万円</p> <p>(機械整備)</p> <p>500万円</p>
			市	<p>(施設整備)</p> <p>160万円</p> <p>(機械整備)</p> <p>80万円</p>

【Ⅱ 花きメニュー】

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金上限額	
高温対策	<p>花きを生産する認定農業者等が、高温に対応するために必要な対策をとり、品質向上や生産量増加のための施設又は機械の整備に要する経費</p>	<p>20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）</p>	県	200万円
			市	30万円
生産力向上	<p>花きを生産する認定農業者等が、品質向上や生産量増加のための施設又は機械の</p>	<p>20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以</p>	県	200万円
			市	30万円

	整備に要する経費	内)		
販売力向上（ソ フト事業）	花きを対象に、個人 又は組織的に取り組 む販路拡大等の活動 に要する経費	2分の1以内	県	30万円